大日本蠶絲會報

第拾八號

明治廿六年十二月

〔明治廿五年四月七日內務省許可〕

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第拾八號目次

●論說
◎蠶種の變遷　大日本蠶絲會贊成會員　芝山宗太郎
◎蠶種の話　大日本蠶絲會贊成會員　松永伍作
●寄書
◎蠶業管見　横濱　大日本蠶絲會贊成會員　橋本重兵衛
●統計
◎昨今兩年度の生絲在荷比較表◎最近三ヶ年屑物在荷比較表◎十月中生絲屑物輸出數量元價及取稅統計◎十月中綿布類輸出數量及元價統計◎十一月中横濱生絲手合高同蠶繭價格及外國為替相場表
●問答
◎貨幣並製絲上に關する質問並に答◎蠶兒及蠶室其他に關する質問並に答◎蠶種貯藏所其他に關する質問並に答◎桑葉に關する質問並に答
●外報
◎會孰蠶絲商況◎世界の生絲産出高
●雜報
◎横濱取引所◎團四蠶業會◎蠶絲織物原料委托販賣所◎巷說に關する濠洲新聞の記事◎見るべきほ支那の生絲◎沖繩縣に蠶種の輸送を求む◎蠶種貯藏所の發見◎成蹟社蠶種檢査規則◎信州に於ける秋蠶補製遺高◎温帶産の一進歩◎羽前最上郡の蠶業及織物沿革◎乾繭製發知法◎會員紳章◎大日本蠶絲會員の加入◎蠶繭に關する提出案◎絲綾裏草下賜

◎大日本蠶絲會職員

○技藝委員
農學士　伊知地德之助
今西次郎
仰木小左衛門
橋本重兵衛
農學士　八田善之助
岩多次郎
農學士　星野長太郎
農學士　堀正太郎
農學士　押川則吉
農藝化學士　大林雄也
農學士　小野孫三郎
農學士　管野平右衛門
農學士　高橋井時敏
農學士　高田三郎
農學士　高原助太郎
農學士　田島編三郎
農學士　信夫之助
農學士　橋本孫
農學士　川渡朝之助
農學士　松田中節三郎
農學士　永井武平
農學士　田島喜三平
農學士　練延次郎
農學士　町田伍作
農學士　青山善右衛門
農學士　佐々木忠二郎
農學士　新井清一郎
農學士　船津傳次郎
農學士　菊次郎
農學士　酒勾常明
農學士　木村九郎
農學士　宗太郎
農學士　芝澤治七
農學士　下田伊左衛門
農藝化學士　白井光太郎
農藝化學士　澤野淳
農藝化學士　下田義美
理學士　八田逸也
理學士　岡知彦
理學士　星野昌大郎
理學士　管野平右衛門
理學士　高橋信次郎
理學士　松本喜三郎
理學士　佐々木伍作
理學士　藤本善右衛門
理學士　藤本鶴太郎
理學士　佐藤忠三郎
理學士　御法川直三郎
理學士　下田伊左衛門

○評議員
高橋信貞　岡
大日本蠶絲會　小畑岩次郎
松永伍作　芝山宗太郎

○幹事長

大日本蠶絲會報第拾八號

●論說

◎蠶種の變遷

大日本蠶絲會贊成會員　芝山宗太郎

現今我邦に飼育する蠶の成繭は既往に比して大種なるや將た小種なるや又將來は大小何れの點に向て進まんとするやの問題に對しては余は直に今時の繭は小種にして自今は尙一層小種に傾くの徵ありと斷言せざるを得ず若し余の見る所をして果して謬なからしめん乎之が爲め既往の變遷を述べ以て當業者の敎を請はんとす

今や世上一般に飼育する蠶の種類中其由來久しきものは小石丸にして原と何れの種類より撰出せしやは詳ならずと雖も享保年間(今を距る百七十八年乃至百五十八年)に在て已に飼育せられ其繭形圓くして世に行はれたるものゝ如し爾後寛保年度(今を距る百五十三年乃至百五十年)に至り大如來なる蠶種世に出で天明(今を距る百十三年乃至百六年)の頃には關東諸國皆競ふて此大如來の蠶種を飼育するに至れりと云ふ此種の出現せし來歷に就ては二說あり即ち次に載するが如し

長野縣小縣郡鹽尻村藤本繩葛氏の說に據れば信州信濃川瀦水にて沿岸の桑田を破潰し爲に蠶種の不足を生じたるに由り上州武藏常陸信濃四州の商人等申合せ奥州に赴き伊達郡伊道崎村なる如來堂を借受け蠶種の製造に着手せり然るに從來國々に產ぜざる程の大巢の繭を得たるに由り蠶紙の中書に大如來と印し各地に賣弘めたり云々

又栃木縣下都賀郡都賀社員海老沼信作氏大橋彌左衛門氏の說には社中便利の爲め奥州に下り成繭を購へ阿武隈川の邊假崎村なる如來堂を借りて蠶種を製造し而して繭の大なるものには大如來中なるものには中如來小なるものには小如來と一々蠶紙に記して曖昧騙詐の弊を防ぎ（蠶種の販賣に曖昧騙詐の弊あるは今も昔も易はらざるものゝ如し）以て正路の販賣を事とすと云ふ

其說孰れか是なるを知らずと雖も兎に角大如來なる蠶種は福島縣伊達郡より產出せしは異なるが如し斯く大巢の蠶種を好て飼育せしより蠶は漸次虛弱となり隨て飼育に困難を來せしを以て小巢の蠶種を望むもの年一年に增加し終に大如來は廢せられて專ら小如來の世と爲れり是に於て福島縣伊達郡の伊藤彥次郎なる人又の昔に復するの意を以て小如來に又の昔なる名稱を附し廣く世に販賣せしより文化以降文政の末年（今を距る九十年乃至六十四年）には全國の蠶種は悉く此の又の昔に變せりと云ふ又斯く小巢の蠶種盛に世に行はれたるが爲め蠶種に不足を生ぜしより之を補はん爲め青白種なる黃繭及掛合蚕種なるもの世に出現したるが如し抑も青白種なるものは家蠶と野蠶との掛合にして之を發見せし人は何人なるや明瞭ならずと雖も左に其發見者なりと傳ふる者を列擧して識者の判斷を待つ

埼玉縣萩原座衛氏著の蠶事眞說に據れば文政年間（今を距る七十六年乃至六十五年）上野國絲野郡上大塚村の蠶種製造人織茂周平の家に於て蠶種製造の際曠野より一羽の蝶飛來りて蠶蛾と交合せしを認め之を別紙に取置き其蠶卵を次年に及で養ひしに青色を帶たる繭を爲せり又此蛾（桑蠶の蛾と交合せしめ次年に之を養ふて其成繭を見るに黃色を帶べり之が繭巢ともゝらを撰みて復製すること三ヶ年都合五ヶ年の勞を盡し而して之を閲するに結構なる眞の春蠶の質とはなれり之れ青白色なるを以て今に至るまで青白と唱ふるなりと

長野縣蠶種調査表には文化十年六月（今を距る八十一年）長野縣小縣郡上鹽尻村藤本善右衛門（現時善右衛門氏の祖父）野蠶の雄蛾と春蠶白繭の雌蛾に孳尾せしめて得たるものにして繭は黃色なり蠶質强壯なるを以て大に世に行れ云々

長野縣藤本繩葛氏の說に據れば文政十年（今を距る六十七年）奥州伊達郡の伊藤彥次郎氏の父善右衛門なるもの信州高井郡小布施村にありて蠶種製造に從事したる折蠶室の窓を開き置きたるに桑蠶と稱する山野自然生の蠶蛾來りて又昔の蛾に交尾せしを心付ず其儘甲州都留郡へ販賣したるに白繭の又昔より黃色の繭を生じたれば人々大に驚きしが實用如何と黃繭のみを撰出して製絲せしに絲質美にして彈力强ければ試に機に掛け反物を織りたるに頗る奇麗なり因て終に其原因を探り白繭と野蠶

と交接して斯る黄繭の生ぜしことならんと心附野蠶の繭を集め其雄蛾に掛合彌々黄繭を製造せしは文政十二年（今を距る六十五年）にて日本黄繭種の行れたる始めなりと（黄繭の始めに就ては別に意見あり）

掛合は弘化年間（今を距る五十年乃至四十六年）信州小縣郡上鹽尻村の藤本善右衛門仝郡中條村の中山重作氏相謀り春蠶と夏蠶とを掛合せ蠶種を製造せしに飼育易きを以て鹽尻の掛合と稱し今日あるに至れりと云ふ

以上の如く發見者と稱する者數多ありと雖も此種の世に出でしは文化文政の頃たるは蓋し掩ふべからざる事實なるが如し爾後安政六年（今を距る三十五年）横濱開港以來養蠶家皆好で青白を飼育し全國の蠶繭をして悉く黄色に變ぜしむるの誘ひに至れり是れ他なし當時伊佛には蠶病甚しかりしが爲め我蠶種の輸出一たび開けて當業者一時非常の大利を得たるより各自相競ふて蠶種の製造に從事し而して其種類の良否絲質の善惡は措て問はず唯蠶兒强壯にして飼育容易なるものを貴びしが故なり其後蠶種の輸出年を逐て衰へしより當業者稍や悟る所あり隨て黄繭は漸次減少するに至れりと雖も明治十四五年頃までは尚其半は黄繭に屬せり爰に其一證を擧ぐれば明治十二年横濱港に於て開設ありし繭絲茶共進會に出品せし繭の總數は四百六十七點にして其内白繭二百零七點黄繭二百六十點なり又去る十四年の第二回内國勸業博覽會の出品繭數は詳ならずと雖も審査報告書に據れば

今回の出品を檢せしに或は黄繭のみを出せるあり或は黄白相錯雜せるあり要するに黄多くして白少し然るに獨り福島縣の出品は一望皓然雪の如く其黄あるは千分の一に過ずと

以て黄繭の多かりしを知るに足る當時の實況斯の如くなりしと雖も本邦の蠶業は去る十六七年の頃より長足の進歩を爲せしを以て黄繭は遂に消滅するに至れり

黄繭の消滅に伴ひ世に出現して大に賞讃を得たるものは赤熟青熟の二種とす此二種の發見に就ては其年暦詳ならずと雖も左に二二の傳說を掲ぐ

赤熟の發見は天和元年（今を距る二百十三年）福島縣伊達郡掛田村佐藤友信の祖父にして世々該家に傳ふ明和二年（今を距る百二十九年）前より絲質の美なるを以て同村の養蠶家之を飼育し來りしと雖も飼養の難易絲量の多寡等に至ては精撰仝からざるに由り文政元年（今を距る七十六年）同村の佐藤久之助一名川久と稱するもの絲量の多きと蠶兒の强壯ならんことを望み務めて精撰すること久し漸く天保元年（今を距る六十四年）に至り數年の實驗其効を奏するに至れり是れ今の赤熟にして爾來該種を飼育するもの年を逐て多きに至れりと

又一說には寶暦二年（今を距る百四十二年）仝村大橋伊三郎の發見にして世々相傳ふ然れども精撰未だ完からざるを以て文政元年（今を距る七十六年）其子伊三郎絲目の多量と蠶兒の强壯にして凶蠶の患ひなからんことを望み積年刻苦して精撰し終に仝十二年（今を距る六十五年）に至り其効を顯はす

是れ今の赤熟元質にして天保二年（今を距る六十三年）より大に世の讃賞を受けて該種を本國及出羽地方に販賣すと

青熟種に就ては嘉永五六年の頃（今を距る四十一二年）福島縣伊達郡掛田村大橋重左衛門なる者赤熟種中より撰擇せしものなりとのことは去る十八年繭絲織物陶漆器共進會審査報告中に詳なり今之を轉載すれば左の如し

福島縣川俣地方に於て輕目絹を製す即西京の本紅にして該絹四反に付縱絲の重量は四十三四匁を最上とす其需用する處の繭は古くより赤熟を用ゐたりしが嘉永二三年の頃は其大巢を好みしに由り絲織太きに過ぎ一時機織家に於て甚だ困難を極めたりき是故に競ふて赤熟繭中縮綿の細かなるを撰摘せしに其弊反て絲織細きに失し爲に解舒し難きに至れり此に於て重左衛門刻苦研究多年の經驗に因り漸く青熟の本質を得而して製絲家も皆之を貴重するに至れりと云ふ

抑も赤熟の世に賞用されしは當時此種が各地の博覽會共進會等に於て大に高評を博したるに原始し是が爲め當業者は競ふて之を飼育し一時は赤熟にあらざれば蠶種にあらず又之を飼育せざれば養蠶家にあらずとするが如き奇觀を呈するに至れり赤熟の流行斯の如く盛なるより澄に火力を與へて蠶兒の大なるを貴び以て之を赤熟種の本質と誤認し其極遂に明治二十年頃より赤熟は飼育困難なると絲量太きに失するとの二言を以て蠶業社會に擯斥せられ是に於てか蠶種の小巢說又世に出で爾後は小石丸又昔の如き小巢蠶種の世とはなれり上來變遷の實況を單一に列記せば左の如し

享保年間	（百七十八年乃至百五十八年前）	小巢	小石丸
自寛保年間至天明年間	（百五十三年乃至百六十年前）	大巢	大如來
自文化年間至文政年間	（九十年乃至六十四年前）	小巢	小如來 青白合掛
自安政年間至明治十五年	（四十一年乃至十年前）	小巢	黃繭
自明治十六年至同二十年	（十年乃至六年前）	大巢	赤熟 青熟
現今		小巢	小石丸 又昔

夫れ蠶繭の良否は絲質にあり絲質の如何は蠶種にありとす然るに養蠶家中には絲質の如何を問はずして飼育の難易を主とし製絲家中亦工費の如何を顧みずして小繭を好むの風あり此傾向をして益々增進せしむれば遂に蠶繭は豆大となり其極度に達せし後復び大巢を好むに至るは既往の變遷に徵して明かなり故に當業者は豫め爰に注意して之が防止の策を講ぜざるべからず蓋し其變遷より生ずる損失は蠶業家一戶の損失にあらずして實に日本帝國の損失なり豈に注意せざるべけんや

◎蠶種の話　第二回　大巢會演說

大日本蠶絲會
賛成會員　松永伍作

段々諸君の御講話を拜聽して、諸君の御話で已に私の御話する事は盡きて居る、且又講話が終つた後で、蠶絲會の御相談があるさふで御座りますから餘り長く申しますと妨げになるから、僅か十分か十五分の間、何か一通り蠶種の事に就き御話する考へであります、其御話は向後蠶絲業に就ては、共同して互にやらなければ、到底一般の爲にも宜くないし、又爾うした方が此蠶業に取つて、餘程の利益であらふと云ふ考へを有して居る、尤も是等の事は最う數年前からして、世人も唱へまするし、又吾々も唱へ居る事でありますからして、實に此御話は陳腐に屬して居ります、併しながら何年間世人も唱へ、又吾々も唱へ、或は世にあらはれたとしても、此事柄が實際に行はれぬ場合には、縱令之を何十度唱へても、行はなければ其効能が少しもあらはれぬと思ひます、然るに此蠶絲業の事に就て、共同して行はなければならぬと云ふとは、數年位で無い、十數年の昔から世人の皆唱へるとである、されども今に十分の成跡が顯はれぬと云ふのは、どう云ふ譯かと云ふとを十分吟味しなければならぬ、そこで又蠶業の中で、蠶種を製造業として居る人もある、或は蠶を飼ふて繭を取つて居る人もある、或は其繭を生絲に製造する製絲家もある、此三ツのとの中では、生絲のとは皆樣も豫て御說のあるが如く、共同してやらなければならぬと云ふとは申す迄も無いとでありますが、其前の蠶種の事に至つても是非共共同事業にしなければならぬ、小さい人が一人一己でやつた處で、例へば傍倖の事が出來て、多くした處が日本では一人で三四千で御座りませうし、少ないのは五六十枚、平均して百枚、中等は三四百枚、其三四百枚のものがどれ程宜いとしても、夫丈けに過ぎぬ、此事は一般に行はれゝば宜しいが今日の處は行はれぬ、少なくして且粗造のものが多い、其處で此蠶種の改良をしなければならぬと云ふやうなとに就ては、矢張貯藏しまする人も、固より共同一致して良種のものを造らなければならぬが、之を購求する者も共同が無いと云ふと、粗濫の物を求めるとになる、一方から云つても其成効を見るとが出來ぬ、實に此事は前席團眸をつくつてしなければならぬ必要を說かれたが（此第一席下田伊左衛門氏蠶業進歩に伴ふ弊害と云へる題にて演述す、中に團眸云々の言ありし）實に尤ものとで、此は兩手を擧げて私は贊成する、是非共此事はしなければ、改良は出來ぬと思ひます、そこで今其樣なとを云つて居ると、長くなるから夫は止めて、第二席の佐藤翁の述べられた貯藏法の如きも（此前席佐藤國太郎氏蠶種の貯藏に就てと云へる題にて演述す）是も一人一己では出來ぬからして、成る丈け熟練した完全な貯藏法を以て、人に托して貯藏して貰ふ、一村若くは一郡なり其位の同業者諸君が、共同してかこふ所を造つてやらなければならぬ、どうしても三枚五枚飼育する普通の養蠶家諸君が、銘々に之を完全に貯藏するとは到底出來るものでない、よしんば出來る所が不經濟である、三四枚を貯藏する法も、百枚數百枚を貯藏する法も著るき違ひは無い、成るべく多くして貯藏しなければならぬと思ひます、處で、是も前の佐藤翁が述べられたとで、繰返すに外ならぬが、順序であるから爾う云ふのである、大抵種紙を青ませる此事は、有名なる熟練家諸君には行はれて居る、先立つ

蠶を、二週間若くは二十日間、短かくも十日間は其貯藏に保護をする、此事は或一部分の上流の養蠶家社會には行はれて居る法でありますが、併し養蠶者に一般に行はれて居らぬ、是は肝要の事か、或は無効の事かと云ふことを吟味したならば、肝要な事と云はなければならぬと思ひます、そこで今先づ養蠶者の考へは、上流の人は兎に角普通一般の養蠶者の其中でも、初心の人の考へでは蠶を養ふとは蠶が卵から生れて、桑を食はせるが養ふことだと考へたものだけれども、違ふです、元來催青は蠶種を養ふ卵の中で育つので、動物學上から云つたならばどうか知らぬが、卵の中で蠶が育つ、其育ちは何に依つて育つか、適度の温度に依つて、親から讓られた養ひを取つて育つに違ひない、そこで蠶種の貯藏を保護するは、最う已に生れて後ち食物を與へて育てるが如くしなければならぬ、然るに却て夫を怠つて放擲して措く、搆はぬ、其處で簞笥の抽斗の紙袋に入れるとか、着物の間に夾んだとか、若くは座敷に吊るして置くやうなことをして、桑の葉の開いた時に心づいて、養蠶をしたと云ふやうなことで、夫で養蠶をしたとして居る人が、未だ十中の七八九あると思ひます、併しながら斯の如き事をするにしても、其蠶は必ず繭を作らぬではない、つくるとはつくるが、爾う云ふ粗なるとをして置いたものと、又二週間、二十日前に漸次適度に發生さした蠶と、之を養ひ較べて見たならば其手當てをした丈けの効能は必ず分かります、又分かるに相違無い、分かればこそ其注意が昔から行はれて居て諸君等も成さる、然るに其事が廣く行はれぬは、どう云ふ關係かと云ふことを吟味すると、是は今言つた通り其樣な面倒な事をせぬでも……例へば二週間乃至二十日前から保護し、貯藏した處より出して來て、六十七八度若くは六十二三度の暖氣に達はせる、夫から日を經るに從つて、漸次温度を進め、七十度以上、夫々手當ての方法が屆いて、其處に種を出して、寒い時は火を入れる、熱い時は窓を開けて、注意する、注意するのです、寒いと蠶が生れぬ、今日は寒いから火を入れる、今日は熱いから窓を開ける、斯の如く夫々手當てをすると云ふやうな面倒な事が行はれぬ、夫は無理は無い、蠶を作るとが僅かであるから、二十枚なら斯うしなければならぬと云ふことはない、僅かのものであるから宜いと思つて、知りつゝ注意を怠つて居る、是は前に申した不注意の事をしても、年によると可なりの結果を得るから、一昨年は不注意で不注意をした、不注意をしても大抵繭を作るからして、貯藏は大抵にしても、しなくても、氣候さへ宜しくば、繭が宜いと云ふことを感ずる人があるから行はれ難い、宜いとしても行はれない面倒だと云つて、此二ッである、夫は不必要である、其樣なことをしなくも妨げ無いと云ふやうなことで、如何とも仕方が無い、宜いじやらふが面倒じやと云ふのであるが、共同と云ふとが必要である、其處で例へば共同すると致して、二十何名の種紙を保護をする、手當てをするに其間一人つききる、つききるとは出來ぬが、假りにつくとして、寒い間は五七日あるから、夫れに炭も用ひなければならぬと云ふやうなことで、幾らなり掛ります、二十何名の種紙を保護するに、一人つききりとし、之が費用に一人二十五錢と勘定して二十人で五圓、五十錢として十圓、其他色々の

雜費が七八圓乃至十圓、貯藏のことを去ると先づ是丈けは要ると定めます、所で其位では未だ出來るものでない、どうでもこうでもとすれば出來るが、併し五六枚若くは十枚では迚も引合はぬ、引合はねば貯藏のことが出來ぬ、引合ふやうにするには共同してやれば出來るので、例へば五枚宛の種紙を養蠶をする人が、五十人共同すると二百五十枚、三十人として百五十枚になる、其百五十枚、若くは二百枚の種紙を保護するが爲に要する十圓の入費は實に廉いものである、そこで一枚に對して五錢とか、甚多きも十錢の費用をかけて、貯藏の保護をして貰つて、今度蠶が發生する時に至つては銘々が之を分つて飼育するとにしたならば、種紙に就き面倒無くして健全强壯の蠶を得る道理である、處で一枚に十錢とか若くは八錢とか云ふ入費は、種紙の其現價に當ると廉く無い、一枚一圓廉きは七八十錢であるから、十錢若くは七八錢は先づ一割である、其樣に一割からの入費をかけるは高いやうであるが、其結果に就て考へると極廉いと思ひます、種紙一枚は諸君も御承知の通り少なくも一石位は收れる、收れなければならぬ、ザツと一石三四斗は收れなければならぬ、其一石以上收れべきものであるから、其種紙を共同の團躰で都合好く貯藏して居るから、飼育に至り蠶が丈夫に育つ、夫が爲に繭が五升なり七升なり多く收れたならば、其初め保護する爲に要せし費用は高くない、利益を得るとは是は必ずあるに相違無い、決して其費用をかけたことを償ふことが出來ぬと云ふことは先づ萬無いと私共は信ずる、況や此保護を怠つた場合には甚だしき失敗をするとが是迄あるので現に昨年で御座りますが、昨年は

五月二三日の掃立であつた、然るに五月三日は非常に寒い日で御座りました、私共が居つた試驗場あたりは、三日の夜は大に寒くて華氏の四十四五度に降つた日で御座りますが、以前の温度が打續き暖かでありましたから、其三日の夜冷氣であつても、初め適度の温度が補つて居るからして、其時分には發達した、中には發達しない蠶卵が青んで居つたのもあつた、青むとは青んだが冷氣に逢はしたから發達を止めた、又蠶の發生せぬのは寒いからで、夫故室内に火を入れ温めた、然るに其蠶卵は過半卵内で死して出ませぬでした、之は二三日の間に俄に死んだか、若くは他に關係あるか、其調べはつかぬが、兎に角一日青んだものを非常に寒い目に逢はせると、發生しないと云ふことを是迄聞いて居る、夏蠶、若くは秋蠶の蠶種は、其販賣時日が短かい、其賣つて歩く中に種が青む、其青んで蠶が出て居るを知らぬ、知らずと夏熱い時分に、偶〻冷氣に逢はすると死ぬと云ふことを聞いて居る、全く死ぬやうである、夫等から見ましても矢張俄に寒い目に逢はせては悪いに違ひない、是等の例で考ましても、冬かこいから取出し、催青に着手したならば、甚だしき寒い目に逢はせぬとにしなければ、健全强壯のものは出來ぬ、是等は一般に行はれない、是は一人々々は面倒で往かぬし、貯藏のことをすると、五升一斗と繭が收れても、費用が引合はぬ、幾ら勸めても出來ぬ恐れがある、斯う云ふ風に改良しなければならぬと云ふことを人が云ふが、固より利益を得るを目的としてやるとであるから、斯うすれば宜い、五圓の利益ある爲に十圓の入費をかけることは迚も出來ぬ、保護をすると云ふことも亦爾うである、

迚も出來ぬ、其處に至つてどうしても地方の率先者なる熟練家が、之を纏めて、掃くやうになつて之を諸方に廣がるやうに、皆さむも御盡力を願ひたいと考へます、今日此處に御集まりになつた方々は、實に熱心の方々ばかりである、又各地方の率先者で御座りますからして、どうか爾う云ふとが行はれるやうにされたい、是迄迚も少しは行はれて居る、行はれては居るが、尙地方の人が熱心に斯う云ふとが宜いといふとを、人に奬勵して遣り、其村なり郡なり、何處其處に預かつて催青をして遣ると云ふやうにしたい、已に宮城縣にては熱心の人があつて、又他の人は其人を信用して居る、其人に催青して貰はなければならぬとして居る其人は七八百萬預からなければならぬので熱心の餘り報酬を取らぬでやつて居る、無報酬で預かつて呉れるならば、是れならば行はれるに違ひない併し爾う云ふ人が一村一郡に三四人もあらば宜いが、爾う旨くは往かぬ、往かぬから夫に對する報酬を取るが宜し、又保護して貰ふ人には報酬を拂はなければならぬ、報酬を取り、又一方より拂つてやれば一般に行はれるに違ひない、此後蠶種を保護するとを營業とする人が此社會にあらはれて來たならば、始めて此事が行はれる、爾う往つたならば双方自他の利益である、保護して貰ふ人は十錢十五錢拂つても、保護して貰ふが宜いと云ふとを信じて來ぬければ行はれぬ、此事は一般に利益があるから、どうぞ今日集られた諸君は、其方針を以て地方の同業者に、御奬勵下ださるとを願ひます、未だ色々御話したいと思ひますが、後に御述べになる方もあるから私は是にて止めます(大喝采)

◎寄書

◎蠶業管見

横濱　大日本蠶絲會賛成會員　橋本重兵衛

一今年三四月頃は絹物は近頃の景氣にて佛國里昂の諸織物所は織立に暇なき迄繁昌し絲商製絲家繭絲等夫々注文を持餘す程にて收繭の節に至り生繭相場非常に昇り今年生繭の買上直段壹基に付平均五法四十參にてありたり

我貨幣に換算すれば其頃の爲替相場を三法とし且つ全國の製絲奬勵金昨年度の平均の割合壹基に付五法十參を控除すれば製絲の相場百斤に付千二百十六圓なり伊國の生絲買上げ直段は四法廿五參なれば全樣爲替相場を三法とし百斤に付千七十八圓なり此高直にては製絲家の損耗近來に稀なる程の事なれども生繭の買入を爲したるは只絹物の景氣益々賴母しげなるを以てなりしに北米合衆國並に印度の銀貨問題起り世界の商況立ちどころに一變したり我市場の不景氣も亦た全じく之れが爲めなりさはさりながら此原因の助けて我市場を益々攪亂する事情の我市場其物に存在するものなきにあらず即ち蠶絲の相場は百斤に付百圓乃至百五十圓の安直勝なるは其頃の有樣なりき此次第を訝かる人もあらんなれどもこは尋常の事なり內地にても各市場日毎の相場を照し合すれば夫々高低の差ひあるを見る可し又不景氣の兆あるときは歐米等の需用地遠隔なる爲め相場兎角下り勝ちとなり又景氣立直るべき模樣なるときは伊佛にも立優りたる直段の出で來る事往々あり我市場に堆積する蠶絲

三萬俵もある如き場合には我商人は海外の事情を察する暇もなく買手の望に任せて賣崩行く事居留外商中には反て此賣崩の結果を氣遣ふて買入を見合する向も多くある程なり

一當時北米合衆國の絹織物輸入税は從價税にて原價の六割なるを當年の國會の輕減の沙汰あるべき由彼地の新聞にも見え我國にも之を憂ふる向ある樣子なれど合衆國は元來關税を以て財政を立つるものなれば假令減税する事あらんとも多分の事にはあるまじきなり先年「レパブリカン」黨よりして大統領を出し、時絹織物の税は全く廢除するならんと云ひし者さへありし所に僅に三割の輕減にて事已み其後程なく又六割に引戻したりされば當年の國會にて之を減ずとも一割五分若くは二割の上には出づる事萬ある可からず又假令斯る輕減を爲すとて我蠶絲の相場には先づ多分の影響なかるべし如何となれば從前六割の頃税關の檢査方至つて寛にして商人が「インウオイス」を作るに百圓の原價を詐て七八十圓となすと尋常の事なりしに之を減じて五割とするや檢査大に嚴密となり原價を詐る者あるときは屆出の原價にて買上るより人の意想に反し關税を重うし機業家を奬勵したると同一の結果こそ出來たりしが我蠶絲の爲め甚だ憂ふ可きは先づ銀貨下落の廉(かど)にぞある當時の不景氣は全く之より來たるものなり然れども來十二月廿五日「クリスマス」は外國一般に一年中の總掛定をなす時節にて此時節を以て商況の一變する事は往々あるものなり今は之を待ちて總價の回復を見んとを望むの外なし

一兎も角も蠶絲相場立直の時節は先づ程もなかるべし來る十二月廿日頃よりして市場の活氣付く可き見込あり余が英國在留中實見したる所にては一月を一年中の大取引の時節とし假に一年中十萬俵の取引あるものとすれば其中四萬俵は一月中に取引あり大取引後は必ず饒賣あり二月に饒賣あり四五月頃に其年の蠶絲の豐凶を見込んで思はく節の賣買あり六月に饒賣あり八九月頃は新物古物の入交る時節にて十月頃に古物の饒賣あり然れば饒賣は二月、六月、十月總て一年に三回あつて大取引の後又は新物古物の入交り目に行はるものなり

絲價の當年程に下落したる事は未曾有の事變なり先頃掛田絲を標準とし明治七年より今年までの蠶絲相場を北米合衆國變着爲替相場に引直して參考に供したるとあり明治七年十月中生絲百斤に付五百十圓の呼直にて爲替相場は九十八弗半なりし故此呼直が合衆國の金貨五百二弗三十五仙に當れり當今は爲替相場下落して僅に五十六弗半なれば當今の呼直が全く五百十圓なりとも此呼直は其實合衆國の金貨二百八十八弗十五仙に當るに過ぎざれば蠶絲の當今の相場は七年前に比べて正しく合衆國金貨二百十四弗廿仙の下落を爲せる譯なり

一某新聞紙上に蠶絲需用地の見込なりとて今年は蠶絲豐作にて供給に餘あれば需用近年に引較べ增加するとありとも相場の挽回は覺束なき由を記したるが此說を爲すものは如何にしてか需用供給に關する世界中の情況を取調べ得たるやらん五六ケ月間に此大業を成さんとは訝かしき事の極ならずや尤も事の實際を置き單に其皮相に憑つて言を立つるものならば是れは復敢て論ずるに足らざるなり

一昨年は蠶絲相場近頃の好景氣なりし如く思ひ徹す向もあれどこは銀貨を以てする呼直を比較したるまでにして金銀の價格の關係を取調べざる故の間違と思はる按ずるに伊太利絲の明治元年より今年までの佛國里昂に於ての一基に付ての相場の最高きものと最も低きものとを擧ぐれば左の如し

千八百六十八年	明治元年	百廿九法	百廿法	百廿法	高相場百法以上
九年	二年	百廿一法	百	百	
千八百七十年	三年	百廿二法	百	百	
一年	四年	百	八十六法	八十六法	
二年	五年	百十二法	百〇四法	百〇四法	
三年	六年	百五十法	九十法	九十法	
四年	七年	九十法	六十九法	六十九法	
五年	八年	七十六法	六十四法	六十四法	
六年	九年	百廿二法	百廿二法	六十四法	
七年	十年	九十二法	九十二法	八十法	
八年	十一年	七十二法	七十二法	六十一法	七十法以上
九年	十二年	八十四法	八十四法	六十一法	
千八百八十年	十三年	七十四法	七十四法	六十一法	
一年	十四年	七十一法	七十一法	六十九法	
二年	十五年	七十一法	七十一法	六十四法	
三年	十六年	六十三法	六十一法	六十一法	
四年	十七年	六十四法	六十四法	五十八法	
五年	十八年	五十二法	五十二法	四十九法	
六年	十九年	六十四法	六十四法	五十七法	
七年	廿年	六十六法	六十六法	五十六法	明治十六年以降は最高
八年	廿一年	六十二法	六十二法	五十七法	
九年	廿二年	六十五法	六十五法	五十四法	相場六十法癒さなる
千八百九十年	廿三年	六十五法	六十五法	五十五法	

最も高き相場　最も低き相場

一年	廿四年	五十五法	四十八法	
二年	廿五年	六十五法	四十四法	
三年	廿六年	七十九法	五十五法	今年は十月迄の調べなり

されば昨年最も高き相場は廿二年廿三年度と同じく最も低き相場は未曾有のものなり千八百年以降安直ありし千八百廿九年、卅年、卅一年を非常の下落の年とすれども尚ほ四十九法を下らざりしなり

乍序余輩が經營する所の蠶絲取引所なるものは我邦蠶絲業發達の一徴候にして且つ世界蠶絲商況の大躰を觀察するに必要欠く可からざるの設けなり是にして成就せんか我蠶絲業を益するや盡し測る可からざるものあるなり

然るに蠶絲は一般の商品と異なりて品拵量目を見定むると難きものなるを以て時に之が爲に設けたる機關即ち謂はゆる蠶絲檢査所を必要とす而して蠶絲檢査所の利は只夫のみにはあらず精工の器械を用ひて詳細なる品定めを爲すが故に絲質の精惡量目の正不正立ちどころに判然するを以て蠶絲家の工夫の厚薄に從て正當の報酬を得るものなり是を以て取引所の設立が蠶業の改良發達を促すや單に口頭を以て勸誘するの無益なるが如きものに非らず

取分け蠶絲取引所ある以上は一日も蠶絲檢査所の設立を怠たるべきものにあらず蓋し兩者相須つて用を爲す程の關係あるものなり

爰に又蠶絲檢査所は官立にすべきか將た私立にすべきかと云はんに檢査は蠶絲に對して大なる影響を及ぼすものにて其損益を爲すものなると今述ぶるが如くなれば尚も其檢査にして公平ならざる所

あり私あるが如くんば其害たるや我蠶業を滅却せんも未知る可からず然らば則ち如何せば其目的を達する事を得るか商人をして之を設けしめんか思ふに一個人は自家の利益に汲々として決して其成功を望む可からず故に政府に於て引受け設立の責めあるものとす

其費用に至つては敢て吝むに足らざるものなり佛國にては成繭壹基に付き五法五十參の奬勵金を與へ（製絲壹基に付き全じく五法十參を與ふるが故に爲替相場を二法とすれば製絲壹基を得る迄に凡そ三圓五十三錢三厘の奬勵金を與ふる譯なり（製絲百和斤に付き奬勵金二百拾二圓に當れり）余が之を思ふにも檢査所設立費の如き何そ論ずるに足らむや

一生絲商賣の振否は大に金融に關係するものなり日本銀行は過日より横濱に生絲の堆積して捌け口なきを見て貸金の利子を引上げたりさる故に我絲商は益々窮して勢ひ投賣を爲さゞる可からざるに至れり按ずるに伊太利にて絲況の不昧なるときは政府は國庫を開きて地方銀行等に金融の便を與へ蠶絲を一地方に停滯せず各地に分散せしめ置くを常とす故に蠶絲の持主が持耐へ得ずして投賣するやうの事なし蠶絲の伊太利に於ける關係は我國に於けると同じく重要の國産たるを思へばなり我國に於ても亦伊太利の爲に倣ひ計畫する所あらむとを望む日本銀行の利子を引上げたると市場の氣象とを觀て感ずる所あり敢て大方の注意を促す

一横濱に蠶絲檢査所ありとも諸産地に於て荷造の方を改良せずんば檢査の効たる甚だ薄し當今の儘製絲家自ら荷造を爲すに於ては取引上不便少からず大要は荷造所を公設し一定の調査法を立て商標を少くし全種類にして只品等を異にするものは商標の同きものを附し只番號を以て之を別つことなすべし商標の區々なると種類品等の雜駁なるとは不捌の原因なり買手は煩勞を厭ふて望を悉くるものなく持主は持耐へ得ずして捨賣せざるを得ざるに至る荷造方を改良したるが故に大便宜を得る的切の例を擧ぐれば岩代福島に共同荷造所と稱する者と共立荷造所と稱する者とあり孰れも福島の絲のみならず他所の絲をも取集め品等種類に由て取合せ荷造す其荷造方頗る宜きを得居留外人等に至るまで之を信用し此二ヶ所の荷造を經たるものは捌方甚宜し是其の總義上の信用の外荷造方宜しきを得たるの致す所なり之に反して三春荷造所の荷造は其方法宜きを得ざる爲め捌方甚だ悪しく爰に三千捆の堆積あつて望手更に無きが如し尚ほ荷造方は荷の中へ中札を入れ置き容易にすり換へ得ざる樣注意するを必要とす

●統　計

◎昨今兩年度の生絲在荷比較表

横濱港に於ける二十五年と二十六年の九月二十七日に現在する生絲の數を擧ぐれば左の如し

	二十五年	二十六年
古絲繰越高	三、二三九、	一、九五六、
六月以來入荷累計	六〇、九六三、	五五、〇二二、五
仝上賣約引込累計	四八、一二一、	二五、八三九、五

仝上破談引戻し累計	四、七二〇、五	一、七三五、
仝上內商直輸出累計	二、六〇二、五	一、四六九、
仝上內地積戻累計	一、一二五、五	三、四六五、五
差引現在荷高	一七、〇七二、五	二七、九三九、五

又右の現在荷を類別すれば左の如し

器械	七、二四一、五	一五、八七五、五
坐繰	六、〇三七、	八、六五八、
掛田	二、〇二九、	二、七三二、
與濱	七九三、五	三二四、五
提絲	八九八、五	二九四、五
取合	七三、	五五、

◎最近三ヶ年屑物在荷比較表

横濱に於ける二十四年、二十五年及二十六年の十月二十七日に現在する屑物の數を擧ぐれば左の如し

	二十四年	二十五年	二十六年
蛹斗絲	一二、二四一、[四]	一四、八五七、[四]	一五、八九三、[四]
生皮苧	六、五七五、	一〇、二六一、	九、六三五、
眞綿	一六〇、五	一六〇、	一六〇、

出売繭	二、〇四八、	一、六九八、
取合	六六四、	五八三、（玉絲 二〇八、屑絲 二八〇、取合 四七三、）
計	二一、六八八、五	二七、五五六、

◎十月中生絲屑物輸出數量元價及收稅統計

種目	數量	元價	收稅
生絲	四二〇、三四四[斤]	三、〇七六、三二二、六七〇[円]	一〇一、二七〇、四六一[円]
蛹斗絲	四七、二二六	五三、三八二、八〇〇	一、一三八、八八八
屑絲	九六、四六九	九〇、六六七、七四〇	六九七、九三二
空繭	七二、五七三	九二、二〇四、六四〇	一、六五六、〇〇六
屑繭	一六、八九五	三、三〇七、三八〇	一、二二、二三五
眞綿	二一	五四、三〇〇	一、四二三
屑眞綿	三六、九〇一	一二、八七五、〇〇〇	六四三、七五〇
蠶卵紙	一、〇〇〇[枚]	三〇〇、〇〇〇	二四、一一六
計	（六九一、四二九[斤]、一、〇〇〇[枚]）	三、三二九、一一四、五三〇	一〇五、五五四、八一一

◎十月中絹布類輸出數量及元價統計

種目	數量	元價
羽二重	一七、六五六反	三〇八、四三五円、九六〇
他ノ諸絹布類	四、三九八	三五、二二六、六二〇
絹綿布類	六六一	五、〇六四、四一〇
絹布手巾	一五二、三〇七竹	三七〇、二六五、七九〇
絹製品類	〇	六九、四七九、九四〇
計	（二二、七一五反）（一五二、三〇七竹）	七八八、四七二、七二〇

◎十一月中横濱生絲手合高同最高價格及外國爲替相場表

日／種目	手合高	手合最高價格	製絲場名	價格	倫敦參着	外國爲替相場	里昂參着	紐育參着
一日	二千三百一個半	信州信四社巻繰（細）	信州開明社巻繰（大）	七百八十弗	二志三片二分ノ一	二法八十九巻	五十五弗	五十七弗
二日	千二百六十六個半	山形製絲會社巻繰（細）	信州自鳴社巻繰	七百六十弗	二志三片八分ノ七	二法九十二巻	五十六弗	
三日	五百三十八個	美濃勝野巻繰（細）	信州奥原巻繰（細）	七百四十弗	二志四片二分ノ一	二法九十九巻	五十七弗五十仙	
四日	六百十九個	信州明進社巻繰（大）	名古屋製絲會社巻繰（細）	七百三十五弗	二志四片四分ノ一	二法九十六巻	五十七弗	
五日	休		信州松城館巻繰（大）	七百七十弗	二志四片四分ノ一	二法九十六巻	五十七弗	
六日	三百九十二個	飛州森佐巻繰（細）	信州中道館巻繰（細）	七百六十弗	二志四片八分ノ一	二法九十五巻	五十六弗七十五仙	
七日	二百五十五個		信州伊奈社巻繰（大）	七百四十七弗半	二志四片八分ノ一	二法九十五巻	五十六弗七十五仙	
八日	八十二個半		信州大黒館巻繰（細）	七百六十弗	二志四片	二法九十四巻	五十六弗二十五仙	
九日	八十五個		信州松城館巻繰（大）	七百六十五弗	二志四片	二法九十四巻	五十六弗二十五仙	
十日	三百五十二個		信州太陽社巻繰（大）	七百七十弗	二志四片八分ノ一	二法九十五巻	五十六弗五十仙	
十一日	三百九十個		信州信陽館巻繰（大）	七百七十五弗	二志四片八分ノ一	二法九十五巻	五十六弗五十仙	
十二日	休		信州天龍社巻繰（大）	七百五十弗	二志四片四分ノ一	二法九十六巻	五十六弗七十五仙	
十三日	四百七十一個		羽前多勢組巻繰（細）	七百八十弗	二志四片八分ノ一	二法九十五巻	五十六弗五十仙	
十四日	三百六十七個半		信州俊明社巻繰（大）	七百十弗	全	全	全	全
十五日	二百八十八個		美濃信勝社巻繰（大）	七百五十弗	全	全	全	全
十六日	三百二十九個半		信州米倉巻繰（大）	七百二十弗	全	全	全	全
十七日	四百二十一個		信州二工社巻繰（大）	七百五十弗	全	全	全	全
十八日	三百九十個半							
十九日	休							
二十日	五百四十三個							
廿一日	六百六十七個							
廿二日	百六十九個							
廿三日	二百二十四個							
廿四日	百二十八個							
廿五日	二百三十五個							
廿六日	休							

廿七日	四百六個	信州太陽社蠶機（大）、	七百五十弗	二志四片	二法九十四參	五十六弗二十五仙
廿八日	千八百七十四個半	信州六文錢蠶機（大）	七百五十弗	仝	仝	仝
廿九日	千五百五十五個	信州北野館蠶機（大）	七百二十弗	仝	仝	仝
三十日	六百九十三個	信州伊奈社蠶機（大）	七百四十弗	仝	仝	仝

〔備考〕例の米國銀貨問題は絲況に一大關係を有するを以て世人の注目する所たりしに曩に米國上院に於てシヤーマン條例廢止の報達せしかば忽ち爲替相場に影響して十一月一日には米參著五十五弗といふ赤貧有の下落を來せり爲めに器械太筋有名品及坐繰優等揃品は五弗乃至拾弗方騰貴し殊に上州甘樂社坐繰の如き指名注文品は飛離れたる高直の手合ありて爲替相場だに此邊にて保ちたちんには絲價も引立つべき勢なりしに翌日は一圓方小戻りし續きて漸々引締り加ふるに六日七日の兩日は横濱根岸の競馬會の爲め生絲の取引は休止同樣にて經過し其沈靜の成行きとして中旬には拾弗乃至貳拾弗の安直を示し內商は賣あせりの氣味なりしも兎角に賣れ行き鈍くして二十日前後の在荷は再び三萬の巨額に達し相場は益す下落に向へども外商は尙は一般の安直を來すべきを氣構へ當用品の外は見送の姿なりしが月末に押移りては久しく不振の絲況も米國向太筋の取引は稍や活氣を現はせり

●問答

◎貨幣並に製絲上に關する質問

茨城縣　大日本蠶絲會員　岡本藤吉

(一)世界に於ける金貨國を問ふ
(二)仝銀貨國を問ふ
(三)各國貨幣の重量容積等は如何
(四)我國に於ける直繰製絲場の數及其所在地を問ふ
(五)揚返籗は四角六角孰れか優るや

答

大日本蠶絲會技師　橋本重兵衛
仝　委員　高橋信貞

(一)金貨國はアルヂエンタイン共和國、オーストリヤ、白耳義、ブラヂル、英領カナダ、チリ、キュバ、デンマーク、埃及、獨乙、佛蘭西、英吉利、グリース、ハイチ、瑞西、佛領東京、土耳古、ヴエネズエラ、亞西亞、北米合衆國等なり

(二)銀貨國はボリヴヰヤ、支那、コロンビヤ、エクワドール、ガテマラ、ホンヂュラス、印度、日本、メキシコ、ニカラガ、ペル、トリポリ等なり

(三)各國貨幣の重量及容積等は調査の材料を有せず故に答ふるを得ざれども北米合衆國金弗に對する各國の爲替相場にして最近の調査あれば參考に資せん

アルヂエンタイン共和國	合衆國弗ニ對シ	一ペソ　〇、九六、五
オーストリヤ	同	一フロリン　三三、六

白耳義	同	一フランク	一九、三
ホリヴ井ヤ	同	一ボリヴ井ヤナ	六〇、四
ブラシル	同	一チレイス	五四、六
英領カナダ	同	一ドルラル	一、〇〇、〇
チリ	同	一ペゾ	九一、二
支那	同	一兩	九九、四
コロンビヤ	同	一ペゾ	六〇、四
キユバ	同	一ペゾ	九二、六
デンマーク	同	一クラウン	二六、八
エクワドール	同	一サクル	六〇、四
挨及	同	一パウンド	四、九四、三
フランス	同	一フランク	一九、三
獨乙	同	一マーク	二三、八
英國	同	一パウンド、スターリング	四、八六、六半
グリース	同	一ドラクマ	一九、三
ガラマラ	同	一ペゾ	六〇、四
ハイチ	同	一カード	九六、五

ホンヂュラス	同	一ペゾ	六〇、四
印度	同	一ルーピー	二八、七
伊太利	同	一リラ	一九、三
日本	同	一圓	六五、一
リベリヤ	同	一ドルラル	一、〇〇、〇
メキシコ	同	一ドルラル	六五、六
和蘭陀	同	一フロリン	四〇、二
ニカラガ	同	一ペゾ	六〇、四
ノールウエ	同	一クラウン	二六、八
ペル	同	一ソル	六〇、四
ポルチュガル	同	一ミルレイス	一、〇八、〇
魯西亞	同	一ルーブル	四八、三
スペイン	同	一ペゼタ	一九、三
瑞典	同	一クラウン	二六、八
瑞西	同	一フラン	一九、三
佛領東京	同	一ピヤスター	七二、〇
トリポリ	同	一マーバッド	五四、五

土耳古　同　一ピヤスター　〇四、四
ウニテズエラ　同　一ボリヴー　一二、三

（以上橋本重兵衛）

(四)本邦内直繰製絲場の數は無慮五十ヶ所にして其地方は十有六縣に渉れり今これを細別すれば

石川縣能美郡に　二ヶ所
廣島縣賀茂郡に　二ヶ所
兵庫縣宍粟郡に　一ヶ所
宮崎縣北諸縣郡に　一ヶ所
滋賀縣〈甲賀郡に　二ヶ所
犬上郡に　一ヶ所〉
阪田郡に　一ヶ所
宮城縣〈栗原郡に　二ヶ所
桃生郡に　一ヶ所〉
神奈川縣鎌倉郡に　一ヶ所
岐阜縣〈羽栗郡に　四ヶ所
大野郡に　二ヶ所
池田郡に　一ヶ所
武儀郡に　二ヶ所
加茂郡に　一ヶ所〉
山形縣西置賜郡に　一ヶ所
福島縣〈北會津郡に　一ヶ所
耶麻郡に　六ヶ所〉
富山縣〈上新川郡に　一ヶ所
礪波郡に　一ヶ所〉
靜岡縣〈駿東郡に　一ヶ所
富士郡に　一ヶ所
長上郡に　一ヶ所〉
長野縣〈北佐久郡に　二ヶ所
下伊那郡に　六ヶ所〉
愛媛縣西宇和郡に　一ヶ所
千葉縣〈長柄郡に　一ヶ所
武射郡に　一ヶ所〉

右五十ヶ所の工場は孰れも大にして五十釜小は七八人繰りにて名を生絲市場に顯はしたるもの甚だ少なし本邦は伊佛に比すれば空氣濕潤にして生絲の乾燥も十分なちざるの恐れあれば寧ろ再繰法により溟費を省くことに注意を厚ふする方然るべけん

(五)揚返簍は四角よりは六角の方宜し蓋し絲質を傷はざるが故なり

（以上高橋信貞）

◎蠶兒及蠶室其他に關する質問

千葉縣　大日本蠶絲會員　藤崎八重橘

(一)鷄糞を桑樹に施肥するときは蠶兒節高病に罹ると說くものあり其眞否如何若し眞なりとせば學理上より其理由を敎示あらんことを請ふ

(二)蟻兒を掃下して直に給桑するより凡そ三十分間位經て給桑するを可なりと說くものあり其利害如何

(三)霖雨連日貯桑に欠乏を告げしとき溫度を低くし蠶兒の食慾を減ぜしめては如何

(四)蠶兒五齡の頃南風烈しく溫度高く室内にては人も悶ゆるの感あるとき北窓を開けば室内の空氣代謝するも蠶躰直に風に觸るゝの恐れあり其時の取扱如何にせば可なるや

(五)蠶兒五齡中風なく天曇り溫度高く室の内外空氣稀薄なるとき蠶室の四方を開放するの利害如何

(六)當地方にて自家飼育の繭より卵種を連年復製するとき繭形次第に崩るゝは如何なる點より生ずるや

(七)善良なる殺蛹器及其使用法を問ふ

(八)貯繭の良法を問ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

(一)繭蔟を肥料に施したる桑葉を用ひて養蠶するも爲めに節高病を生ずるものにあらず然れども何種の肥料に拘はらず十分施し能く肥え軟かにして水分多き桑葉を過量に給與して殘桑常に蠶座に堆積するが如き飼育法を行はゝ濕潤に過ぐるが爲め節高病を生ずるとなきにあらざるも此は肥料の爲めにあらずして飼育者の不注意より發病するものとす

(二)蠶兒を掃下すに當り剪若くは粟糠等を用ひてなす場合には蠶座の表面に蠶兒の出揃ふを俟つ爲め凡そ二三十分時間を經て給桑するを良とす

(三)霖雨の際貯桑に欠乏するときは質問の如く温度を低ふし食慾を減ぜしめ以て少量づゝ給與して濡れざる桑葉の與へ得らるゝを良策とす

(四)蠶躰に風の觸るゝは敢て害なきものなれば北窓を開放して空氣を流通せしむるを良とす

(五)曇天にして風なく高温度にして空氣の鬱滯するときは給桑するに際し室の周圍を開放し四五十分時間焚火(此時の燃料は能く乾燥したる細き枝等を用ふべし)を爲し空氣の新陳代謝を計るを宜しとす

(六)復製したる蠶種を飼育し其繭形の亂るゝものは原繭撰擇の宜しきを得ざるが故なり

(七)殺蛹法は種々あれども繭を永く保存するには燥殺を行ひ可及的乾燥せしむるを良法とするものゝ如し故に製絲所等に於て多くの繭を殺蛹するには奥行二間幅九尺高さ七尺位の土壁の室を設け其内部兩側に長九尺幅一尺五寸位の長き火爐を備へ爐側より三四寸を隔て鐵板を以て覆ひ其上に棚を設けて鐵の覆蓋より二尺位隔たりたる處より上段數階に繭を薄く擴げたる蒸籠を挿込み入口を密閉して室内の温度を華氏の百六七十度となし以て二時間位經過すれば殺蛹し得るなり而して其室の天井の中央に直徑一尺二寸位の氣扳筒を取設け時々開放して繭より發散する水蒸氣を排去せしむる裝置となすべし

又養蠶家等に於て少量の繭を殺蛹するには高さ五尺奥行四尺幅三尺位の鐵板若くは紙張(紙張なれば西の内紙位の厚紙を二三重の厚さに張るを要す)の箱樣のものを拵へ(表一ヶ所には開戸を設け其下底に炭火を容るゝの裝置となし其火爐上を鐵板を以て覆ひ且又棚を設くると及温度は前項の室と同ふして殺蛹するなり且箱の上部に直徑四寸位の氣扳筒を設けて水蒸氣を排出するに便ならしむると亦前項と同ふすべし

(八)蠶繭をして色澤を失せず黴を生ぜざる樣貯藏するには殺蛹せし繭を尚ほ前項の殺蛹器を用ひて華氏の百二三十度位の火氣にて三十時間乃至四十時間(此時間は繭の全く乾燥するを限りとす)乾燥せしめ生繭の凡そ三分の一(假令は壹貫目の生繭三百四五十匁になるもの)に乾燥せしめて其繭の冷却せざる内に厚き澁紙袋か若くは鐵葉の罐に容れ密閉して温氣の進入を防ぎ以て貯藏すべし但し繭を容るゝに際し袋若くは罐を温むるを宜しとす

◎蠶種貯藏所其他に關する質問

千葉縣　大日本蠶絲會員　加瀨嘉一郎

(一)蠶種貯藏庫又は貯藏所(風穴の類)等を有せざるものにして種紙を貯藏せんとするには如何なる方法が最も簡便にして且無害なるや

(二)桑樹は蕾葉後植付くると春季に至りて植付くると何れが宜しきや

(三)桑樹發芽に際し幹の外部(根に接近したる方に多し)に濃褐色の片々分離すべき黴樣のものを生じ爲

めに桑樹萎縮し遂に枯死するものあり此は土質肥料空氣の通流排水の如何等に關して起るものにや且其救助策は如何

大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

答

(一)蠶種を冬季貯藏する簡便法は長壹尺二寸幅八寸（深さは普通蠶種壹枚に付一寸位故に十枚容るゝには深さ一尺）位の桐板の箱中に收め可及的寒冷の地に設けたる土庫の二階等に貯藏するを良とす

因に云ふ質問書に(鳳穴の類)とあれども長野縣下等にて鳳穴と唱ふる冷穴に貯藏するものは當に冬園の爲めにあらずして春蠶(一化蠶)夏蠶(二化蠶)の卵種を六七月頃迄貯藏し其發生を遲延ならしめて秋蠶種となし又は其原種となすが爲めなり

(二)桑樹は春季彼岸に栽植するを好時期とす

(三)桑樹の萎縮して遂に枯死するものは所謂縮葉病なるべし果して然らば本會報告第十四號に堀正太郎田中延次郎の兩氏の調書あり就て見らるべし

◎桑葉に關する質問

三重縣　大日本蠶絲會員　金丸橋吉

蠶兒初齡の頃桑柄の葉柄に一の縱れ目を生じ該所漸々黑色を呈し終に其所より折れて葉枯死するに至る右は何等の原因なるや併せて其豫防法を問ふ

大日本蠶絲會技藝委員　小野孫三郎

答

質問書簡單にして邊害なるや將た病害なるや判斷し難けれども葉柄より枯死するは蟲害の爲め生ずるとあり或は雨露の葉柄に停留せるものありて其前夜冷氣なりしに翌朝に至り俄然高溫となる場合に當り雨露の停留する處と否らざる處とは溫度を受くるに差あるが爲めに葉柄等總べて柔軟なる部分（雨露等の停留せる處）へ黑點を生ずることあり或は黴菌の寄生に由り生ずる等あるべきを以て詳細なることを知らんと欲せば其時期に至り被害の實物を送付あらば調査の上尚ほ回答すべし

外報

◎倫敦蠶絲商況

倫敦に於ける蠶絲の商況に付き同地駐在帝國總領事代理副領事大越成德氏より去る十月十四日付を以て其筋へ左の如く報告ありたり

昨年十二月中農商務省の依頼に附き生絲盛況の原因及將來の見込と題し本年新絲市場に起るべき現象を豫報して當業者の注意を喚起せり而して當時當館の調査の結果たる第一絹布の流行即ち生絲の盛況は數年間繼續したることなき事、第二數年間生絲相場騰貴して引續きたることなき事、第三本年歐亞諸國の養蠶製絲は增加するの傾向ある事等の諸點に附き既往の狀況に照して本年に於ては迚も當時の如き盛況を呈するは覺束なく隨て今日の市價を維持する能はざるべければ盛況の翌年即ち明治十五年、同二十年及同二十三年頃の絲價を標準として製絲に著手するの覺悟を爲すと肝要なりと結論せり我當業者は以上の諸點に注意し其覺悟を以て原料を購入し製造に從事したるや否やは得

て知るべからずと雖も本年新絲の市場に上りたる以來今日迄の實況に就き考察を下すときは當時の豫言は稍〻其當を得たるが如し勿論當時に於て豫知し難かりし米國金融切逼事情は多少本年米國向輸出を減少したるは相違なきも獨り此金融事情のみを以て其原因と認むる能はず該報告中記載せし如く市價非常に昂上するの場合即ち絹布需要を著しく增加せる年には實際の需要點よりも一層多量の原料を吸收し一層多額の織物を製出するが故に其翌年に持越高多くして原料の需要を減少するの傾向ありとは即ち本年米國買扣の場合に適合するものと思考す是れ獨り米國のみならず當英國及佛瑞の製絹場の現情にして畢竟するに昨今來春用絹布注文減少し隨て製絲家は多量の原料を購入するを躊躇し市場頗る沈靜を極むるに至れり我新絲輸出高は今日迄米國向僅に千八百梱に過ぎずして昨年に比し七千二百梱減少し又歐洲輸出高も凡そ千梱を退縮したる趣にして將來憂念に堪へざるが如しと雖も其相場は尙ほ相當額を維持するを以て本年內尙ほ多少需要を生ずべき歟然れども昨年十、十一、十二月の如き盛況は到底望むべからざるが故に當業者は其覺悟を以て商機に投じ販賣を計ること蓋し必要なるべし

當府在荷總高は昨年と大差なしと雖も本邦品の未販賣品は殆ど昨年の十分一に減少せり即ち左の如し

本年九月三十日各國絲在高

日本絲	販賣品	三二四梱	未販賣品　三五梱
「ハンヂール」絲	同	一、四四七梱	同　二二四梱
支那絲	同	六、七一五梱	同　五、七五三梱
同野蠶絲	同	一四九梱	同　四五四梱
廣東絲	同	二、三〇〇梱	同　四七六梱
合計	同	一〇、九三五梱	同　六、五四二梱

又本年一月より九月迄一箇月平均倉出高千二百七十一梱にして昨年分より凡そ六十梱を減じ而して其減少は專ら日本絲にあり即ち昨年一箇月倉出高は百十七梱なりしが本年は七十七梱に過ぎず

◎世界の生絲產出高（本年九月五日獨索官報）

索國の養蠶業は既にフリードリヒ大王の治世に於て頗る繁榮の域に達し千七百七十二年に於ては無慮三百萬株の桑樹を栽培せし程なりしに近來は大に衰微して僅に昔日の一小部分を存するのみ然れども獨逸の絹絲織物に至りては今日歐洲諸國中多く其比を見ざる迄に發達し千八百九十年には織物業用として斤量に於て二百三十一萬基代價に於て凡そ一億八百五十萬馬の生絲を外國より輸入し織機の數と製造高とに就きては佛國を除く外歐洲中第一の地位を占むるに至れり

里昂絹商組合の報告に據れば世界生絲の總產出高は千八百八十七年に於て一萬千八百八十八噸、仝八年に於て一萬千五百八十八噸、仝九年に於て一萬千三百八十二噸、仝九十年に於て一萬千四百四十一噸、仝九十一年に於て一萬二千百五十九噸にして此五年間に於ける每年の總產出高は甚だしき增減なきも其各國に於ける產出高は著しき增減あり即ち左表の如し但し右の報告に於ては生絲產出高の少量にして且つ精確なる調査を遂げざる露西亞、葡萄牙、白耳義、及瑞西を計算外に置けり

歐洲諸國の產出高

	千八百八十七年	千八百八十八年	千八百八十九年	千八百九十年	千八百九十一年
佛國四	七一七	七九八	六一八	六五〇	五六六
伊太利	三四七六	三五六六	二八八〇	三四四三	三二一〇
澳地利匈牙利	二六四	三〇七	二六七	二七一	二八一
西班牙	七八	八三	六五	八三	九〇
合計	四五三五	四七五四	三八三〇	四四四七	四一四七

地中海東岸地方の產出高

アヴトーリア	一八八	一七〇	一八五	一八一	一三五
サロニカ、ヴオロー	一三五	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
アドリアノープル	三四〇	二三一	三二四	三九〇	二九〇
シーリア	二〇	一八	一八	一八	一八
希臘	六八三	五三九	六三七	七〇九	五六三
合計	五五	五〇	七〇	八〇	七〇
高加索					

東亞細亞の輸出高

支那（上海 廣東）	二四五九	二三五五	二九一〇	二七二〇	二九五五
印度（カルカッタ）	一四一一	七七五	一六〇〇	一二四三	一二〇一
日本（横濱）	二二一七	二四四一	二一二五	二〇一八	二九九四
合計	五二八	六七四	二一〇	二二四	二二九
	六六一五	六二四五	六八四五	六二〇五	七三七九

右表に示すが如く伊國生絲產出高は五ヶ年間に著しき增減なく常に凡そ歐洲生絲總產出高の四分の三を占めたり佛國の絹絲織物は既に久しき以前より自國產の生絲を以て足れりとせず東亞細亞及伊國より多量の生絲を輸入して其需用を充し來れり現に佛國は十四萬臺の織機を有し獨逸は八萬四千臺、英國は七萬七千臺、瑞西は三萬五千臺、露國は二萬五千臺、伊國は二萬臺、墺匈國は一萬五千臺、西班牙は八千臺を有す生絲の輸出高のみを調査せられし亞細亞諸國中殊に注意を促すべきは日本にして其千八百九十一年の輸出高は千八百八十七年に比し凡そ七十八萬臺、又千八百八十五年に比し百六十萬臺を增せり是に反して最大の生絲產出國なる支那の輸出高は千八百八十八年及千八百八十九年に於て大變動を現はし總じて同國の生絲製出業は近來振興したるの成跡を呈せず又東印度の生絲輸出高の減少に至りては殊に甚だしくして其千八百八十八年の輸出高は六十七萬四千基なりしが千八百九十一年には二十二萬九千基までに減ぜり

●雜報

◎横濱取引所

横濱貿易商の計畫に係る貿易品取引所の事は會報第十六號雜報欄内に已に記載したるが其後追々順序も運びたるを以て去る十一月八日午後五時より創立事務所に於て發起人總會を開き創立委員が起草し

たる假定款認可の申請書株式分割方法等を議し同十四日其筋へ出願せり假定款は都合二十四章百五十四條より成れり左に其申請書及之に添付せる目論見書並に目論見書附錄の生絲に關する事項を掲載すべし

株式會社横濱取引所發起認可申請書

一今般神奈川縣横濱市本町一丁目五番地に於て株式會社横濱取引所を設立仕候間速に認可被成下度別冊目論見書並に發起人履歴相添へ此段奉願候也

明治二十六年十一月十四日　發起人　蠶絲部　原　善三郎

株式會社横濱取引所設立目論見書

第一　本取引所は株式會社組織とす

第二　本取引所は取引所法に因り蠶絲其他の商品を賣買取引し又倉庫を設立して其商品を保管するを以て目的とす

第三　本取引所は株式會社横濱取引所と稱し神奈川縣横濱市本町一丁目五番地に設置す

第四　本取引所の資本總額は金貳拾萬圓にして之れを四千株に分ち一株金を五十圓とす

第五　資本金使用の概算は左の如し

一金四萬圓　營業保證金
一金八萬圓　倉庫建築費
一金壹萬五千圓　土地家屋購入費
一金壹萬五千圓　什器購入費
一金四萬九千五百圓　營業資金
一金五百圓　創業費

第六　發起人の氏名住所及發起人各自の引受る株數は別冊目論見書第一號附錄に詳記す

第七　本取引所の營業期限は本取引所設立許可の日より滿十ヶ年とす

第八　本取引所に於て賣買取引すべき物件は左の數種とす

一蠶絲　一織物　一製茶　一海產物　一綿絲

第九　本取引所の地區は神奈川縣横濱市及橘樹郡神奈川町久良岐郡戸田村中村とす

第十　本取引所設立を要する事由左の如し

第十一　賣買取引すべき物件の本市内に於ける集散の沿革及現況は別冊目論見書第二號附錄に詳記す

第十二　本取引所の仲買人たるを得べき商人の概表は左の如し

蠶絲	三十五名	製茶	三十名	綿絲	三十名
織物	六十名	海產物	五十名		

本市は内外交通の要衝に當り輸出貿易に於ては總額三分の二以上を占め輸入品亦二分の一を下らず就中蠶絲、製茶、綿絲、織物、海產の五種は主として本市に於て取引せられ殊に無慮四千萬圓の巨額を占め本邦唯一の物產たる蠶絲に至ては其產地の如何に拘はらず一二の零賣を除くの外本市を經

由せざるものなく貨物集散の頻繁にして取引の敏活なる敢て多言を要せざるなり

斯の如く本市の貿易は旺盛を極め他に比類なきの商勢なるにも拘はらず從來未だ公開市場の設けなきを以て動もすれば相場の平準を失し取引の圓滑を缺き賣買遲滯して時に或は需給以外に於て物價に激動を生ずることあり賣買の間常に意外の危險を冒さゝるを得ざるを以て自然商業の公正着實を失ふの憾なきを得ず之れが爲め當業者の蒙れる不便不利を施て全國の製産者若くは消費者に波及するもの實に尠少ならざるなり依て今取引所を設置し市場一般の樞軸を執り價格を公定して賣買の標準を示し擔保の法を設けて取引凝滯を疏通するの途を開かば復た從來の如く市場の規律放縱に流れ相場區々に渉るの憂なく啻に本市の繁榮を增すのみならず全國の産業進作上非常の鴻益を與ふるに至らん是本取引所を設立せんとする所以なり

目論見書第二號附錄

賣買取引すべき物件の本市内に於ける集散の沿革及現況

一本市の生絲貿易は開港の當初より行はれたれども當時は唯内地製絹用粗製品を賣買したるに過ぎざりしを以て數量は僅々たりしが人智の開發するに隨ひ蠶絲業の有益なるは一般實業者の知る所となり養蠶製絲の業上信其他の諸國に隆興し本市は年一年毎に生絲の輻湊を增すに至れり始め外商は深く品位の如何を問はざりしと雖も斯く物品の輻湊するに隨ひ絲質にも精査を加ふることゝなり品位の優等にして整一なる多數の製絲は概して高價なりしのみならず其賣行も亦速なりしと雖も區々一定せざる粗製品は常に市場に殘留する多きを以て製絲家は爭て組合若くは會社を組織し製絲の改良整一を計りたる爲め漸々商標の信用を增し現今に於ては數十種の生絲は既に現品を一覽せず單に銘柄に依り賣買の行はるゝ傾向を來し歐米諸國に於ける販路は益々擴張し現に客年の如き海外に輸出するもの十萬梱に垂んとするに至れり右の如く生絲の本市に輻湊すると共に品質の一定せざる等の源因より海外に販路を得ざるもの市場に堆積するものも亦た尠なからず斯る物品は常に内地製絹者の需用する所となり從來各製産地直接に買入れをなし京都、福井、桐生其の他各地の製絹者も本市に於てせば多數の生絲を一時に買收するの利益あるを以て市内の仲次商に托して購買を爲すの習慣を生じ殊に近年絹織物の輸出一時に盛況に赴き而して其原料の海外輸出用の製絲と同一なるを以て市況に依りては精良品の内地に輸送せらるゝもの尠なからざるに至れり又屑物即ち生絲附屬品と汎稱する與斗絲、生皮苧、出殼繭等の初めて本市場に現れたるは萬延年間に在り屑物は元と多くは生絲の副産物なれば製絲には必ず伴ふものなれども往昔は眞綿若くは絹織物の元料とする小部分を除くの外殆んど他に用途なく多くは桑樹の肥料に供する位なりしが一朝貿易の途開けしより著しく價格を進めたる爲め一時に輻湊することゝなり加ふるに近年各地に起りたる絹綿紡績業者は多くは本市に於て原料を購入するを以て益々集散の數を增加するに至れり之れを要するに本邦の製絲中三分の二以上は既に本市に於て取引せられ本市は蠶絲の中央市場たるの實を有せり云々

◎關西蠶業會

客月四日より六日までの三日間兵庫縣神戸商業會議所に於て開きたる同會の第三回通常會には京都、

大阪、兵庫、奈良、滋賀、石川、岡山、山口、愛媛、の二府七縣の委員合十七名出席し此外に今西直次郎、吉田建次郎の二氏も篤志者として列席し兵庫縣の田淵澄氏會頭席に著きて議事を開けり其議題及議決の大要は左の如し

一海外各國蠶絲の實況を精覈調査し以て本邦蠶絲進路の程度を豫定する事に就ては詳細なる調査事項を具して農商務省へ其調査方を申請することに決せり

二第五議會に對する生絲檢査所及蠶業講究所の設立を請願する方法に就ては貴衆兩院へ請願し倘同盟府縣より各委員を出京せしめて兩院議員に意見を述べしむることに決せり

三同盟府縣下蠶種檢査の方法を一定ならしむるの方案を設くる事に就ては農商務省へ向て蠶種檢査の方法を一定ならしむるの法令を制定せられんことを申請し又目下の處は各地に於て從來の檢査法を大に施行することに決せり

四同盟府縣內製絲工男女の取締規則を設くる事に就ては同盟府縣內に連通施行すべき工男女取締規約を起草し農商務省の認可を得て同盟府縣內に實施すべきに決せり

五同盟府縣にして蠶業上取締規則無き府縣廳へ對し速に取締法を設けられんことを申請する事に就ては原案の如く決し倘ほ農商務省へ向ひ省令を以て蠶業取締規則を發布せられんことを申請するに決せり

六關西地方にして本會に同盟せざる府縣の蠶業者へ同盟を促すの件に就ては先づ其隣府縣の蠶業者より誘導を務むることゝし又時宜によりては本會々頭出張して誘導することに決せり

以上の外に機業及製絲家を保護する方法は次回の定會に讓ることゝし生絲直輸出を奬勵する方法を設けて政府へ建議する事は第二項生絲檢査所設立に關する東上委員に於て此趣旨を含み政府に向て十分に運動することに決し閉會を告げたり

◎蠶絲織物原料委托販賣所

今回京都市新町六角下る三井銀行支店前に設立したる原料委托販賣所は蠶絲織物の輸出上大に擴張する所あらんと欲して開業せるものにして其取扱ふべき品目は蠶絲、天蠶絲、同屑物、眞綿、繭、絹綿紡績、麻絲、毛絲、絹綿撚絲、同練絲、絹綿織物、各種織物原料等にて其取扱方は委托賣捌、委托買付、抵當貸及荷爲替、開港地賣買の紹介、海外直輸出輸入、海外試賣及見本の蒐集等に在り並に專ら我邦商人の利便を計らんとするに出でしものにて其金融は一切三井銀行支店に於て擔當し營業主任者は從來蠶絲貿易に熱心なる見島定七氏にして理事は河原林義雄氏其外二名なり

◎養蠶に關する濠洲新聞の記事

此程日本より歸りたる濠洲メルボルン府名譽顧事マークス氏はウイクトリヤ殖民地の農務局長ウェッブ氏に面會して云ふやうウイクトリヤの政廳は家族五十戸の日本人が移住して養蠶を營むに十分なる丈けの土地を貸與へまじきや歸國の上照會して試みんことを日本政府より依賴されたり土地さへ貸與へらるれば蠶業に必要なる相當の資本及器具等は悉皆日本より持參して更に政廳を煩さゝるべし一旦同殖民地に其業を輸入すれば農家は皆之を習ひ覺へて利益ゐるを知り他の職業と同樣大に繁昌して往々は一廉の產物となり國を富ますの一助を爲すべし云々とてカリホルニヤ州の例を引きて話しければ

農務局長は之に答へて何分にも新事業なれば一人の所存にては返答し難し孰れ他の閣員と相談の上何分の挨拶を爲すべけれど賜くが如くなれば多分承諾するに至るべけれど政廳に於ても又一般の人民も兎角亞細亞人の入込むを好まざる模樣なれば移住の人數を限ることなるべしと云ひしよしなるが果して然ることありしや否や？

◎畏るべきは支那の生絲

某貿易家の談話なりとて二三新聞の記載する所は大に當業者を警戒するに足れば之を轉載せん曰く本邦生絲に將來影響するものは支那生絲なりとす支那の生絲產出地は江蘇、浙江、安徽、湖北、河南、四川及廣東、直隸、山東の九省にして就中江蘇、浙江、廣東の三省は產出最も饒多にして每年海外への輸出額大凡六千萬餘兩即ち我九十萬圓內外に及べり而して繭質は何れも最も良好にして夫の「キンコ」なるもの多し只其現今の製絲方法が未だ幼稚にして完全なる器械使用の域に進まざるが故に從て歐米市場に好評を博せざるのみ然れども將來支那人にして器械的智識の進歩するに至らば忽ち其面目を一變して其聲價の歐米市場を風靡するや疑なし加ふるに上海に於て二三洋人の手に係る製絲法は漸次各產出地に播布せられんとするの形勢あり若し支那生絲にして精良に赴き且外國市場に於て好評を博するに至らば本邦の生絲に影響するや少からざるべしといふにあり

◎沖繩縣に蠶種の輸送を求む

大日本蠶絲會員にして中央新聞社員たりし宮井悅之輔氏は去る九月中沖繩縣下那覇西村に創設したる琉球新報社の聘に應じて過般同地に赴けるが此程某蠶業家への通信中に桑は年中青々として繁茂し又蠶兒は十二月中旬に已に發生する由なれば若し內地蠶種商にして將來同地に販路を開かんとの希望を抱き少量の種を輸送するものあらば氏自ら試育の勞を執り其結果を新報に掲げて當業者に紹介すべき由を申越せし趣なり

◎蠶種貯藏所の發見

蠶種の貯藏に適當なる場處なき地方の養蠶家は遠く數十百里の隔地に送りて之が貯藏を依頼するもの尠なからず茨城地方よりは大抵信州に送りて圍ひ込み來りし由なるが同縣東茨城郡蠶絲業組合長檜山克太郎氏は同郡阿波山村字岩船と稱する處にて蠶種貯藏に最も適當せる一の岩窟を發見し現に昨年は自ら貯藏して實驗せしに其結果頗る佳良なりしかば本年より廣く人々の依頼に應ずる由右岩窟は凡八疊敷許りの廣さにて溫度は四十度を昇るとなしと云ふ又是も同じく蠶種貯藏の事なれば爰に附記せんに京都府丹後國與謝郡明石村は可なり養蠶の行はるゝ處にして此地に倉橋某と云ふ豪農あり此人如何なる秘法ありてか每年人々に後れて蠶兒を孵化せしむるを以て廉價の桑葉を使用し巨利を博し來れりされど誰一人として其秘法を知る者なく唯羨むのみなりしが過般端なくも其秘法を見顯はされしと云ふ其は同處は例の稚史に傳ふる强賊酒呑童子の住みしと云ふ大江山千丈ヶ谷のある處にて今尙ほ其舊跡として口碑に傳ふる巖窟山上に存せり一日或る道者來りて千丈ヶ谷の鬼窟を探らんとて獨り窟中に入りしに裏面は寒くして氷室の如くなる最下層の場處に箱あり道者は是れ必ず鬼の遺物ならんと思ひ搖出して之を見れば豊計らんや箱中には數多の蠶卵紙を充たせしかば其儘村內へ持歸りて人に示せしに是ぞ倉橋某の貯藏せるものなりき

◎成進社蠶種檢査規則

大日本蠶絲會贊成會員たる東京府下西多摩郡の蠶業家下田伊左衛門氏の結成せる成進社にて施行する蠶種檢査規則を得たれば左に之を掲ぐ

第壹章　總則

第一條　此規則中ノ蠶種トハ原種及販賣種ノ總稱ス○第二條　此規則ハ本社員ニシテ蠶種ノ製造ヲ營業トナスモノニ適用ス○第三條　本社員ニシテ蠶種ヲ製造スル者ハ蠶種ノ掃立枚數及製造見積リ枚數ヲ記シ掃立二十日前ニ本社事務所ニ屆出ベシ此期限内ニ屆出ナサザルモノハ役員ノ協議ヲ以テ相當ノ處分ヲナスベシ

第貳章　蠶繭見本蛾檢査

第四條　本社員ノ製造スル蠶種ハ必ズ蠶種、繭、蛾ノ各期ニ於テ檢査ヲナシ左ノ各項ニ該當スル者ハ製種ノ原料ト爲ス事ヲ得ズ、一種蠶ノ發育不充分ト認ムルモノ、二眠起不齊一ナルモノ、三虚弱蠶ノ多キモノ、四何レノ蠶種ト問ハズ凡テ固有ノ形狀ヲ備ヘザル繭、五同功繭、薄皮繭、汚繭、六壹種類中ノ繭百顆中二頭以上アル者、七蛆害ニ罹リタル繭百顆中五十頭以上ノモノ、八微粒子病ニ罹リタル蛾百顆中十頭以上ノモノ、九微粒子外ノ寄生物百顆中十頭以上ノモノ、十一種類中ノ繭百顆中十頭以上ノ黐蛾アルモノ、十一雌雄蛾共再度交尾ノモノヲ用フルモノ○第五條　第四條第一第二第三第四第五第六第七第十第十一ノ檢査ハ肉眼ヲ以テシ第八第九ノ檢査ハ顯微鏡ヲ以テ五十顆ヲ檢シ合格不合格ヲ定ムルモノトス、但前諸項ノ檢査ハ檢査長幹事及檢査員製造者ノ每戸ニ就キ之ヲ行フ

第三章　蠶種檢査

第六條　蠶種ノ檢査ハ左ノ各項ヲ檢査シ第四條第一ヨリ第十一迄ノ檢査ニ合格シタルモノニ限リ檢査證印ヲ捺ス、但他府縣製造ノ蠶種ハ別ニ檢査法ヲ定メズ、一病毒ハ四歩ヲ以テ最高歩トシ其以上ニ及ブモノハ總テ不合格トハ、二檢査ニ充ツル蠶種ハ肉眼ヲ以テ同種類ノ中最下等ト認ムルモノ三割以上ヲ選拔シ顯微鏡檢査ノ判定ヲナスモノトス、三檢査ハ總テ普通檢査法ニ依ル○第七條　屆出石數ヨリ多額ノ製造ハ縱令善良ノ蠶種ト認ムルト雖モ本社ハ之ニ對シ檢査證印ヲナサザルベシ○第八條　製造者若シ第四條ノ檢査ニ不合格ニシテ製種スル事能ハザルトキハ原種ヨリ產出シタル他人ノ飼育セシモノニシテ第四條ノ各項檢査ヲ經タルモノニ限リ之ニ代フルコトヲ得、但此場合ニ於テハ第八檢査員ノ承諾ヲ受クベシ

第四章　原種

第九條　社員ニシテ原種ニ供用スル蠶種ハ第四條第一ヨリ第十一迄ノ檢査ヲ經タル者ヲ以テ總テ蛾製蛾附ト爲スベシ○第十條　原種用ノ蠶種ハ蛾製ニシテ左ノ各項ニ該當スルモノノ原種トナスコト得ズ、一蛾休中ニ微粒子病毒ヲ含有スルモノ、二蛾ノ溶液不鮮明ノモノ、三他ノ寄生物即チ蛾蚨ニヒゾリヤシヒロムクス。最小微粒子結晶物ノ混シキモノ、四蛾蚨ニ病毒ヲシト雖モ肉眼ニテ粗惡ト認ムル卵

第五章　檢査料及販賣期限

第十一條　檢査料ハ左ノ區別ニ從ヒ受檢枚數ニ割當微收スル者トス蛾製ハ八十蛾ヲ以テ一枚トシ普通製ハ厚付薄付ヲ問ハズ總テ一枚トス、但八十蛾未滿及一枚未滿ノ者モ一枚ヲ以テ算ス○第十二條　社員ノ製造シタル蠶種ハ九月十一日ヨリ販賣スル者トス

第六章　補則

第十三條　製種ニ供用シタル出發蛾ハ檢査員蠶種枚數ニ照合セザル以前ハ他ハ搬出シ又ハ賣買スベカラズ○第十四條　社員ノ製造シタル蠶種ニハ裏面ニ種類ヲ記入スル事○第十五條　受檢人者シ檢査ニ不服ヲ唱フルトキハ檢査員ハ其原料ニ封印ナナシ置キ正副社長及檢査員ノ立會ヲ乞ヒ處分ヲナスベシ○第十六條　受檢人再三不當ヲ申立タルトキハ社長ハ其理由ヲ社員ニ報告シ退社セシムルモノトス○第十七條　第四條第一ヨリ第十一迄ノ檢査及第六條第一第二第三ノ檢査ニ合格シタルトキハ檢査長ハ受檢者ニ證明書ヲ附與スベシ○第十八條　前項ノ檢査ニ合格シタル蠶種ハ總テ本社ノ證印及左ノ檢印(略之)ヲ捺スモノトス○第十九條　本社員ノ使用スル蠶印紙ニハ必ズ本社ノ打込印アル者ヲ用フ可キ事○第廿條　前規定ノ檢査ニ不合格ノ者ハ兼テ蠶期紙ノ裏面ニ打込アル社印ニ消印ヲ附ス○第廿一條　蠶種檢査所ノ位置ハ本社内ト定ム、但事宜ニヨリ出張檢査スルヿアルベシ○第廿二條　蠶種製造者ハ檢査上必要ナルヲ以テ製種ニ供スルノ蠶ニ限リ掃立ノ日數及飼育ノ眠起進ニ上旬ノ月日蛾蚨ノ日限等ハ時々本社事務所ニ屆出ベシ、但都合ニヨリ遞信長ニ屆出ルモ妨ゲナシ○第廿三條　前規定ノ内蠶種ノ檢査ニ限リ修正加除ノ必要アルトキハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ爲ス事ヲ得

◎信州に於ける秋蠶種製造高

夏蠶及秋蠶を飼育する者は各地共に近來非常に增加せるが今信州松本淺間の秋蠶種の製造高を聞くに昨年は九十六名の製造者にして其製造高は總計三萬七千五百五十一枚なりしに本年は製造者の數に於

ては依然として增減あらざれども其製種額は四萬九千二百五十九枚にして之を前年の數に比すれば無慮壹萬千七百餘枚の增加なり而して本年千枚以上を製造したる者は凡そ十一名ありて二木某の如きは四千四百四十八枚を製造し前年に比し六千百九十枚の增製なりし其他大概增製せざる者少しと云ふ亦以て秋蠶兒飼育者の增加せる一斑を察知するに足れり

◎溫暖育法の一進步

近來養蠶事業の發達するに從ひ氣候の不順を補ふに人工の溫暖器を以てして稍や改良の實を現はし又天候に關せず最初より人工の溫暖器を應用して飼育する所謂溫暖育と稱する法あり孰れも天然育に比し稍や優る所あれども其方法たるや蠶室を密閉して其內に火爐を置き炭火を用ひて室內の空氣を溫むるが故に其空氣は炭火のために炭酸の量を增して蠶兒に害を與ふることあり又其炭酸の害を避けんとして室內の空氣を速に交換せしむるがために室內の溫度急激に下り其間に不平均を生じて蠶兒を害することも尠からず且つ在來の火爐は甚だ不完全にして炭火を用ふるが故に溫度不平均にして未一得一失たるを免れざりしと雖も然れども人工に由りて天候の不順を補ふことは蠶業上の發達よりして生ずるものなれば其の害さへ除き得べくんば其の益あることは固より論を俟たざる所なるが爰に東京市下谷區上根岸町八番地に住める伊東忠三氏てふ人は溫暖育に伴ふ害を除きて完全ならしめんことを期し多年苦心焦慮したる結果として去る明治二十一年中蠶業溫暖育輕便器樣を發明して實地に之れを試むるに每年好成績を呈し殊に蠶繭の收穫に於て屑繭少なく且つ石數に於て四年平均は從來の溫暖育に比し五分以上の增額を見るに至れりとて昨年中專賣特許を出願し此程終に其許可を得たり此輕便節溫器は其名の如く頗る輕便なるものにして其大いさ尺立方許りにして十五疊敷位の蠶室に該器一個を用ふるときは室內の空氣をして終始七十度なり又は九十度なり意の如く適宜に平均の溫度を保ち得せしむるの効益は從前の溫暖育法の不平均なるに比し實に莫大なりと云ふ加之蠶室內の空氣は暖まりながら新陳代謝するが故に室內の炭酸を蓄積するの患あらざる良器なり而して之に要する費用は十二時間僅に三錢にて足れりされば飼育上の經濟に取りても亦其利益は尠少ならず又其用は獨り蠶室を暖むるのみに止まらずして之を坐繰製絲の湯を沸すに供用するときは終始平均の溫度を保ち決して煮過ぐるの恐れあることなく是亦利便大なりとのことなるが斯る良器の發明あるは養蠶上に一進步を與ふるものにして眞に賀すべく又喜ぶべきことならずや

◎羽前最上郡の蠶業及織物沿革

山形縣下羽前國最上郡は維新前は戶澤氏の領分なるが同地方に於ける養蠶事業は今を距ること殆ど二百年前舊藩に於て原種を買入れ之を民間に下附し自生桑を給して飼育せしめたるを以て濫觴とす當時未製絲の法を知らす故に專ら眞綿を製せしむ然るに其眞綿迚も販路未開けず隨て製產者は賣買の術を知らざれば藩主に於て之を買上げ領內士民の高齡者に下賜して養老の資に供せしめ且つ文武の師範役に給與して其功勞に酬ふることゝせり寶曆年中今井伸右衛門なるものを近江國國友村に派遣して鐵砲製造法を學ばしむ今井は同地滯在中製絲及綾織の盛なるを見て歸國の後其狀況を藩主に告ぐ其後同地の渡邊某故ありて最上に來り今井の家に客たり渡邊は豫て製絲及織物の術に精しければ藩主は之を雇入れて藩士の女子に傳習せしむ最上に製絲の業開け又高機を以て絹物を織ることは此時よりして始ま

れり天保年間上州桐生の織物師北西三十郎なるものを雇入れて諸綾織を傳習せしむ既にして北西は故あり去りしかば奥州伊達郡川俣村より同職工富樫三次郎なるものを更に雇入れて其事業上に大に改良を加ふるに至る又嘉永年間山林及蠶業上に就き奬勵せんがため西置賜郡長井村の遠藤仁右衛門なるものを雇入れ之に出手代を命じて普く領内に桑樹栽培の法を敎え各種の桑樹を試驗し桑苗植付のものには苗木に肥料代金を添付して之を與へ又廣瀬置賜縣の後に至り士族輩は前途の計畫を爲して桑樹を栽植し專ら其培養法を講じ且つ蠶兒飼育の法を研究したるに由り今日は到處其業に從事せざるものなきの盛況を見るに至れりと云ふ

◎乾濕簡便覺知法

大日本蠶絲會員福島縣の河合末吉氏より空氣の乾濕簡便覺知法なりとて報道されたることあれば左に之を掲ぐ曰く芋莖の干したるものは濕氣を收散すると迅速なるものなりされば之を室内に掛け置き手之に觸れて空氣の乾濕を知り且つ晴雨を豫知するとを得べし故に乾濕計を得難き地方の養蠶家に取り蠶室用具として簡便の法なり尤も赤芋莖を宜しとすと

◎會員歸京

曩に農商務省の命を帶びて富山縣下を巡回されし大日本蠶絲會技藝委員芝山宗太郎氏は去月二十日歸京されたり

◎大日本蠶絲會員の加入

○通常會員

東京　岡部彦左衛門　　新潟　曾我惟一　　仝　吉田善太郎
仝　河内長太郎　　仝　大沼鐵藏　　仝　高橋善一郎
仝　中島俊吾　　仝　山崎種城　　仝　高橋謙治
埼玉　守屋太三郎　　岩手　穂積竹三郎　　山形　鈴木子五郎
仝　久松八百八　　福井　大塚庄太郎　　富山　福田豐吉
愛媛　清水岩次郎　　福岡　田邊武男

◎蠶絲に關する提出案

目下開會中の第五議會へ蠶絲に關する事項にて今日迄に衆議院議員の提出案は五十嵐力助氏外三名より蠶業傳習所設立建議案、神鞭知常氏外五名より蠶種檢査法案、安藤九華氏外四名より生絲檢査法案等なり

◎綠綬褒章下賜

蠶絲業者として世に知られたる大日本蠶絲會贊成會員なる大分縣の小野維一郎氏及富山縣の中村林造氏は過般賞勵局に於て實業精勵の廉を以て左の如く綠綬褒章を賜りたり

大分縣　小野維一郎

夙に思ふ蠶業に勵まし熊本藩の遺業を繼承して養蠶試驗所を擔任し且養蠶の創絲を竝行せざるべからざるを覺り巡遊して育養法を改良し縣内の同業を糾合して蠶業原社を組織し販路を海外に擴張し工夫を富岡に派して其業を修めしめ紛々解き難を排して遂に能く器械製絲場を創立し新業に莫大の利益を與へ又學理と實地とを研究する講習所を設けて子弟を養成す徇に實業に精勵し衆民の模範とす仍て明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

富山縣　中村林造

夙に志を殖産に勵まし力を養蠶製絲の改良に專にし親しく各地を巡歷して其得失を考究し初め業資を合して會社を組織し製絲器械を御へ以て蚕繭の手繰製に換ふるも社員懶ぼす中道廢散せんとするを慨き家産を擲て殖力繼續し原料を購入し工女を督勵して横濱市場の好評を博し因て販路を海外に開き又入力製絲器を創製し夏蔚蔚圃玉蘭解舒の新力を挺出し更に機織器を建設し蠶絲業を奬勵して遂に本縣著明の物産と爲すに至る洵に實業に精勵し業民の模範とす仍て明治十四年十二月七日勅定の紫綬褒章を賜ひ其善行を表彰す

●特別廣告

會費未納の諸君へは過般既に御催促申上候處于今御送金不相成向も有之**會計上の整理差支不尠殊に追々年末にも際し**會報印刷代を始めとして諸費精算の都合も有之候間此際速に御回送有之度尤爲替なれば東京郵便局又は東京市日本橋通郵便爲替所へ向け御振込相成度郵便切手代用は一割増若又現金御拂込なれば通運會社より本會迄の持込賃金一錢を加へ御送付相成度事

大日本蠶絲會

●廣告

潰蠶器販賣廣告

高サ　三尺六寸五分
幅　二尺

伊太利國新製

高サ　一尺一寸三分　　幅　一尺五寸

イは潰蛾器
ロは給水器
ハは眞鍮蓋
ニは硝子玉
ホは眞鍮製乳鉢
ヘはピンセット

今や各地方共に醫種檢査規則の設けありて嚴密に之を實施せらるゝの時に際し必要缺くべからざるものは潰蛾器なり上に圖示する所のものは伊太利國最新の製に係り二十秒間に十蛾を潰し一時間には千八百蛾を潰し得る至便至捷實に無類の良器械なるが故に今般特に取寄せしに原價其他の諸入費を合して金百八拾貳圓七拾錢を要したれども弊店に於ては世の公益を謀り原器と毫も異ならざる器械を特別廉價百貳拾五圓にて販賣仕候間何卒御購求あらんことを希望す

東京市日本橋區本町三丁目十八番地　屋號いわしや　總本店

松本市左衛門